

イ 認知症高齢者の権利擁護

(ア) 中核機関（長崎市権利擁護・成年後見支援センター）

実績報告



長崎市権利擁護・成年後見支援センター

あなたの判断をお手伝いするための相談窓口
「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」

令和6年4月1日より「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」を開所しました。センターでは、判断能力に心配のある高齢者や障害のある方の財産管理や契約手続きなどのお手伝いを行うための「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」についての相談や利用のためのお手伝いを行います。

このような困りごとはありませんか？

- 金銭の管理**
お金の管理が難しい
通帳をなくしてしまう
- 制度の利用**
福祉サービスの利用や
その手続きに不安がある
- 将来への不安**
頼れる身内がいない
子供の将来が心配

契約
悪質商法の被害が心配
自分一人で契約することが不安

地域や関係団体の皆様へ
「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」に関する出前講座も行います。

次のようなお手伝いを行います

成年後見制度等を必要とする方が相談でき、適切に利用できるように、権利擁護支援の中核となる機関（中核機関）を設置し次のお手伝いを行います。

- ①広報**
制度の啓発
講座の実施等
- ②相談**
制度の説明
申立等
- ③後見人支援**
後見人への育成
や支援、相談等
- ④制度利用促進**
家庭裁判所や
関係機関との
連絡調整や連携等

電話 095-894-4500

メール：kenri@nagasaki-shi-shakyou.or.jp

場 所：長崎市恵美須町4番5号NBC3rdビル3階
【長崎市社会福祉協議会内】月曜日～金曜日
9:00～17:00
（土日祝・年末年始はお休み）

成年後見制度とは？

判断能力に課題がある高齢者や障害者等の財産管理や契約行為などを、家庭裁判所より選任された後見人等が本人に代わり行う制度。

本人（認知症、知的障害、精神障害、その他）
家庭裁判所が選んだ人（家族・親族、専門家、その他）

日常生活自立支援事業とは？

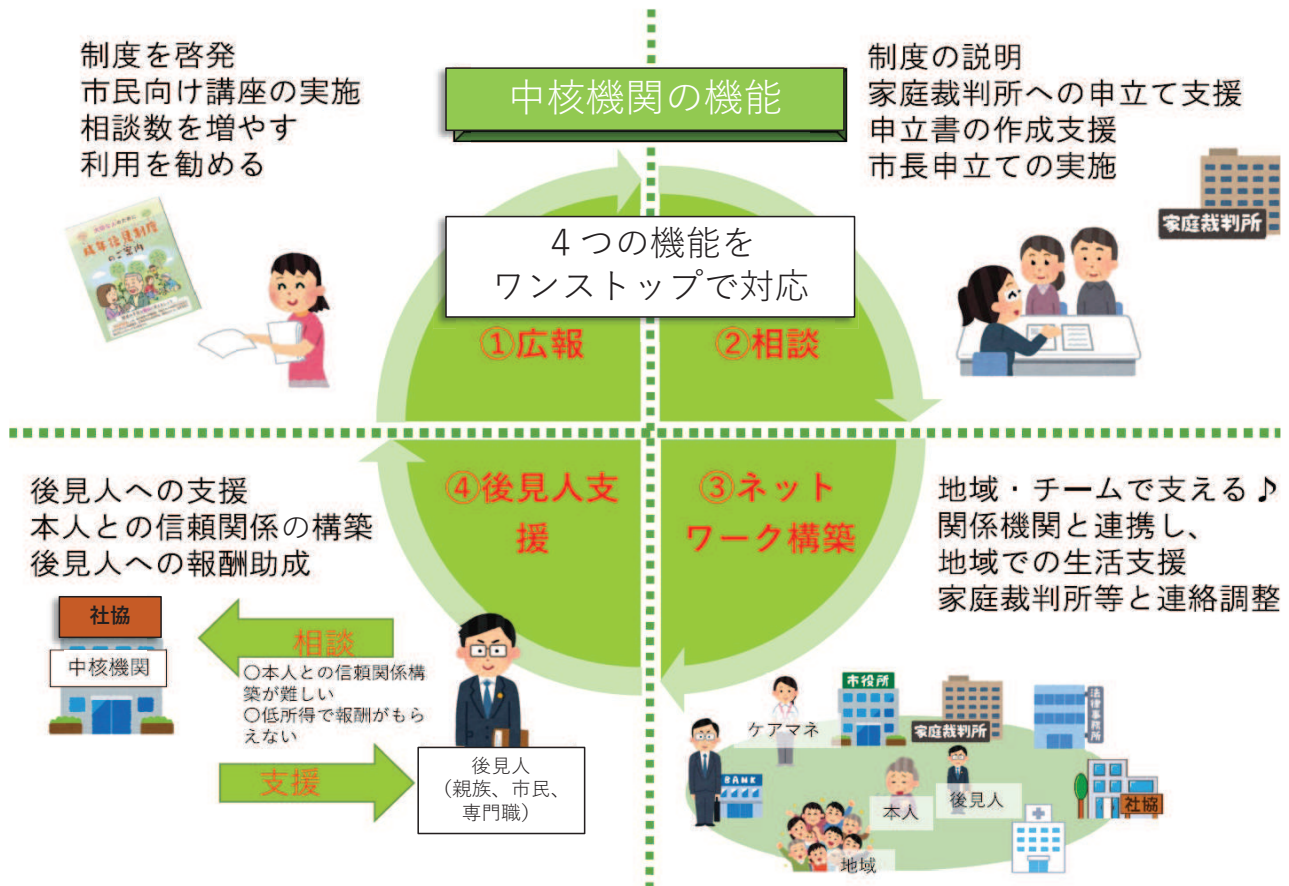
判断能力が不十分ではあるものの、ある程度の契約内容を理解できる方に対して、日常の範囲内でのお手伝いを行う事業。

●対象者●
①判断能力が不十分な方（認知症高齢者や障害者等）
②契約能力のある方

●支援内容●
①福祉サービス利用の援助
②日常の金銭管理
③通帳等のお預かり

事業名	判断能力	財産の量	支援の範囲	支援期間
成年後見制度	軽度から重度の認知症等	特になし	日常に留まらない範囲	ほとんどが亡くなるまで
日常生活自立支援事業	軽度の認知症等	500万円まで	日常の範囲	亡くなる、解約、後見移行

中核機関の機能について



4つの機能の実績

① 広報

	回数
講座、研修の開催	4回
講師派遣	17回
周知活動	44回

R7.2月末時点

4つの機能の実績

②-1 相談（相談・支援）

	件 数
相 談	(実) 269件
市長申立	13件（調査中も含む）
申立支援	34件

R7.2月末時点

4つの機能の実績

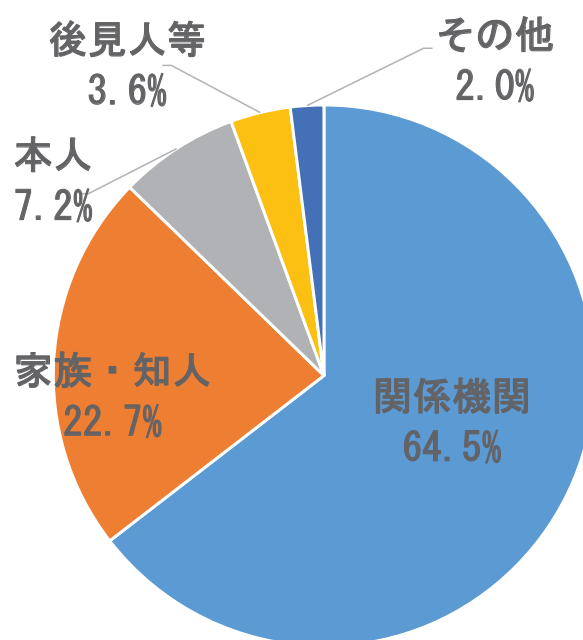
②-2 相談（相談内容）

	件 数
成年後見制度	224件 (83.3%)
施設・家族の管理	69件 (25.7%)
日常生活自立支援事業	51件 (19.0%)
市長申立	34件 (12.6%)
遺言・相続	26件 (9.7%)
家計管理	21件 (7.8%)
任意後見制度	17件 (6.3%)
その他	91件 (33.8%)

n=533 (R7.2月末時点)

※()内は相談実件数269で割った割合

②-3 相談（相談者の属性）



n=269 (R7.2月末時点)

4つの機能の実績

③ ネットワーク構築

【新規】成年後見制度ネットワーク会議	
目 的	成年後見制度の利用が必要な人が適切な支援を受けられるよう、地域全体の関係機関と連携し、支援体制を構築強化すること
開催日	令和7年3月10日
参加団体	家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、精神保健福祉士会、市民後見人の会・ながさき、県社会福祉協議会、長崎市

4つの機能の実績

④ 後見人支援

	内 容
【新規】 後見人等への相談支援	11件（令和7年2月末時点） ・債務や死後事務 ・同居家族への支援 など
市民後見人候補者養成講座	受講者 40名（補講者含む） 修了者 27名 ※ 令和6年11月10日～12月22日に7回 シリーズ計35時間で開催
市民後見人受任事例検討会	市民後見人が抱える悩み・疑問に対し、 弁護士、社会福祉士、行政等が回答 ※ 令和7年2月26日に開催

今後について

① 普及啓発	講座や研修、講師派遣の回数を増やしていくことで、成年後見制度の認知度を向上させる
② 相談	多くの個別相談に対応できるようセンターの人員体制を強化する
③ ネットワーク構築	後見人等の受任者調整に向け、関係機関との連携を強化する
④ 後見人支援	市民後見人の活動者を増やすため、市民後見人の会・ながさきとの連携を強化する。